

事務連絡
令和4年9月9日

県内医療機関の長 殿

茨城県保健医療部長
一般社団法人茨城県医師会長

中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」(エバシールド)の実施希望について(照会)

日頃から新型コロナウイルス感染症対応に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和4年9月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡にて、中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」(以下「エバシールド」という。)のSARS-CoV-2による感染症及び発症抑制を目的とする薬剤として特例承認され、各医療機関による発症抑制目的での活用が認められたところです。

つきましては、貴院において、発症抑制目的でのエバシールドの活用希望がございましたら、下記の内容をご確認いただき、御回答いただきますようお願いいたします。(希望がない場合は回答不要です。)

記

1 回答にあたっての留意事項

(1) エバシールドが配分される医療機関は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 本剤は国が無償で譲渡し、手技料等については自己負担となりますが、本剤の投与が対象者にとって過度な負担にならないことを目的として、投与時の自己負担分の徴収金額を3,100円以下とすることに協力いただけること。
- ② 都道府県による対象医療機関の公表に同意すること。

(2) 回答方法 下記医療政策課ホームページからダウンロードして御回答ください。

【URL】

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/keikaku/iryokeikaku/tyuwakoutaiyakuevusheld.html>

(3) 投与対象患者

- ① SARS-CoV-2による感染症に対するワクチン接種が推奨されない者又は免疫機能低下等によりSARS-CoV-2による感染症に対するワクチン接種で十分な免疫応答が得られない可能性がある者に投与すること。
 - ② SARS-CoV-2により感染症患者の同居家族又は共同生活者等の濃厚接触者ではない者に投与すること。
- ※ 投与対象者、薬剤管理方法などの詳細については、令和4年9月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」の医療機関への配分について」をご覧ください。

(厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/000986789.pdf>)

茨城県保健医療部医療局医療政策課医療計画担当 中谷、埴 TEL : 029-301-3124 FAX : 029-301-3199 メール : iryo4@pref.ibaraki.lg.jp
